

令和元年11月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
163	秋田市公告式条例の一部を改正する件
164	あきた芸術劇場条例を設定する件
165	秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件
166	秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件
167	秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例を設定する件
168	秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件
169	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
170	秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
171	チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する件
172	あきた芸術劇場運営管理協議会の設置に関する件
173	秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件
174	公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件
175	地方独立行政法人市立秋田総合病院定款の一部を変更する件
176	秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を指定する件
177	秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定する件
178	市道路線を廃止する件
179	市道路線を認定する件
180	秋田市立体育館メインアリーナ空調設備更新工事請負契約を締結する件
181	下北手地区コミュニティセンター改築工事請負契約を締結する件

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 182 | 令和元年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件 |
| 183 | 令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件 |
| 184 | 令和元年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件 |
| 185 | 令和元年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件 |
| 186 | 令和元年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件 |
| 187 | 令和元年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件 |
| 188 | 令和元年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件 |
| 189 | 令和元年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）の件 |
| 190 | 令和元年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 191 | 令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件 |
| 192 | 令和元年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 193 | 令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 194 | 令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 195 | 令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件 |

議案第163号

秋田市公告式条例の一部を改正する件

秋田市公告式条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告式条例の一部を改正する条例

秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、地域センター」を削る。

附 則

この条例は、令和2年1月20日から施行する。

提案理由

地域センターの廃止に伴い、条例等の公布を行う同センターの掲示場を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第164号

あきた芸術劇場条例を設定する件

あきた芸術劇場条例を次のように設定する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

あきた芸術劇場条例

(設置)

第1条 本市の文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため、あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）を秋田市千秋明徳町2番52号に設置する。

(利用の許可)

第2条 劇場の施設のうち、次に掲げるものを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) ホール
- (2) 研修室
- (3) 創作室
- (4) 楽屋
- (5) 練習室

2 市長は、劇場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる施設以外の劇場の施設の利用を許可することができる。

3 前2項の規定による許可には、劇場の管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第3条 前条第1項又は第2項の規定による許可（以下「利用の許可」と

いう。)を受けて劇場の施設を利用する者は、劇場の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第10条の規定により劇場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 劇場の駐車場に自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車に限る。)を駐車しようとする者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金は、別表第1および別表第2に定める額の範囲内とする。

(利用料金の収受)

第4条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表第1および別表第2の規定を基準として定められていること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第1項の承認を受けた利用料金を劇場において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰することができない理由により劇場の施設を利用することができなくなった場合その他

特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項各号に掲げる施設の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 劇場の管理上支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、もしくは停止させることができる。

(1) 不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(2) 利用の目的を変更したとき。

(3) 市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、劇場の管理上支障が生じたとき。

(指定管理者による管理)

第10条 劇場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 文化芸術の振興その他心豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与する催しの企画および運営に関する業務

(2) 利用の許可、利用の許可の取消しならびに利用の制限および停止に関する業務

(3) 施設および設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、劇場の管理に関し市長が必要と認める業務

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、第8条および第9条に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、劇場の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可、第5条の規定による利用料金の承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 利用料金（第3条、第5条関係）

1 第2条第1項各号に掲げる施設の利用料金

(1) ホール

ア 客席を利用する場合

区分		利用料金の限度額 (円)								
		午前9時 前の時間 1時間こ つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間こ つき	
大 舞 台 お 合 び 全	入場料を徴 収しない場 合	平日	18,700 (7,947)	39,000 (16,575)	51,900 (22,057)	62,300 (26,477)	90,900 (38,632)	114,200 (48,535)	153,000 (65,025)	18,700 (7,947)
		土曜日、 日曜日お よび休日	22,500 (9,562)	46,700 (19,847)	62,300 (26,477)	74,700 (31,747)	109,000 (46,325)	137,000 (58,225)	183,600 (78,030)	22,500 (9,562)
	入場料1	平日	22,500	46,700	62,300	74,700	109,000	137,000	183,600	22,500

客場	人当たり		(9,562)	(19,847)	(26,477)	(31,747)	(46,325)	(58,225)	(78,030)	(9,562)
	の最高額	土曜日、	27,000	56,100	74,800	89,700	130,800	164,400	220,400	27,000
席料	を	が1,000	(11,475)	(23,842)	(31,790)	(38,122)	(55,590)	(69,870)	(93,670)	(11,475)
	を	円以下の								
利徴	用収	よひ休日								
	場合									
すす	入場料1	平日	30,000	62,400	83,100	99,700	145,500	182,800	244,800	30,000
	人当たり		(12,750)	(26,520)	(35,317)	(42,372)	(61,837)	(77,690)	(104,040)	(12,750)
るる	の最高額	土曜日、	35,900	74,800	99,700	119,600	174,400	219,200	293,800	35,900
	が1,000	日曜日お	(15,257)	(31,790)	(42,372)	(50,830)	(74,120)	(93,160)	(124,865)	(15,257)
場場	円を超え	よひ休日								
	3,000円									
合合	以下の場合									
	入場料1	平日	39,300	81,900	109,000	130,900	190,900	239,900	321,300	39,300
人	人当たり		(16,702)	(34,807)	(46,325)	(55,632)	(81,132)	(101,957)	(136,552)	(16,702)
	の最高額	土曜日、	47,100	98,100	130,900	156,900	228,900	287,700	385,600	47,100
が3,000	日曜日お	(20,017)	(41,692)	(55,632)	(66,682)	(97,282)	(122,272)	(163,880)	(20,017)	
	円を超え	よひ休日								
5,000円	以下の場合									
	入場料1	平日	48,600	101,400	135,000	162,000	236,400	297,000	397,800	48,600
人	人当たり		(20,655)	(43,095)	(57,375)	(68,850)	(100,470)	(126,225)	(169,065)	(20,655)
	の最高額	土曜日、	58,300	121,500	162,000	194,300	283,400	356,200	477,400	58,300
が5,000	日曜日お	(24,777)	(51,637)	(68,850)	(82,577)	(120,445)	(151,385)	(202,895)	(24,777)	
	円を超え	よひ休日								
7,000円	以下の場合									
	入場料1	平日	58,000	120,900	160,900	193,200	281,800	354,100	474,300	58,000
人	人当たり		(24,650)	(51,382)	(68,382)	(82,110)	(119,765)	(150,492)	(201,577)	(24,650)
	の最高額	土曜日、	69,500	144,800	193,200	231,600	337,900	424,700	569,200	69,500

		が7,000円を超える場合	日曜日および休日	(29,537)	(61,540)	(82,110)	(98,430)	(143,607)	(180,497)	(241,910)	(29,537)
舞台	入場料を徴収しない場合	平日		15,000	31,200	41,500	49,800	72,700	91,300	122,400	15,000
				(6,375)	(13,260)	(17,637)	(21,165)	(30,897)	(38,802)	(52,020)	(6,375)
お合	よび	土曜日、		18,000	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000
		日曜日および休日		(7,650)	(15,895)	(21,165)	(25,415)	(37,060)	(46,580)	(62,432)	(7,650)
1階	入場料1人当たり	平日		18,000	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000
				(7,650)	(15,895)	(21,165)	(25,415)	(37,060)	(46,580)	(62,432)	(7,650)
客席	の最高額が1,000円以下の徴収	土曜日、		21,600	44,900	59,800	71,800	104,700	131,600	176,300	21,600
		日曜日および休日		(9,180)	(19,082)	(25,415)	(30,515)	(44,497)	(55,930)	(74,927)	(9,180)
をす	利用	入場料1人当たり	平日	24,000	50,000	66,400	79,700	116,400	146,100	195,900	24,000
				(10,200)	(21,250)	(28,220)	(33,872)	(49,470)	(62,092)	(83,257)	(10,200)
用場	の最高額が1,000円を超える場合	土曜日、		28,800	59,900	79,700	95,700	139,600	175,400	235,100	28,800
		日曜日および休日		(12,240)	(25,457)	(33,872)	(40,672)	(59,330)	(74,545)	(99,917)	(12,240)
す合	る場	3,000円以下の場	平日	31,400	65,600	87,200	104,600	152,700	191,800	257,100	31,400
				(13,345)	(27,880)	(37,060)	(44,455)	(64,897)	(81,515)	(109,267)	(13,345)
合	の最高額が3,000円を超える場合	土曜日、		37,700	78,600	104,600	125,600	183,200	230,200	308,500	37,700
		日曜日および休日		(16,022)	(33,405)	(44,455)	(53,380)	(77,860)	(97,835)	(131,112)	(16,022)
	入場料1人当たり	平日		38,900	81,200	107,900	129,500	189,100	237,400	318,300	38,900
				(16,532)	(34,510)	(45,857)	(55,037)	(80,367)	(100,895)	(135,277)	(16,532)
	の最高額	土曜日、		46,700	97,300	129,500	155,500	226,800	285,000	382,000	46,700

		が5,000円を超え7,000円以下の場合	日曜日および休日	(19,847)	(41,352)	(55,037)	(66,087)	(96,390)	(121,125)	(162,350)	(19,847)
		入場料1人当たり	平日	46,400 (19,720)	96,800 (41,140)	128,700 (54,697)	154,400 (65,620)	225,400 (95,795)	283,100 (120,317)	379,500 (161,287)	46,400 (19,720)
		の最高額が7,000円を超える場合	土曜日、日曜日および休日	55,700 (23,672)	116,000 (49,300)	154,400 (65,620)	185,400 (78,795)	270,400 (114,920)	339,800 (144,415)	455,400 (193,545)	55,700 (23,672)
中 ホ ル	舞 台 お よ び	入場料を徴収しない場合	平日	9,500 (4,037)	19,600 (8,330)	26,200 (11,135)	31,400 (13,345)	45,800 (19,465)	57,600 (24,480)	77,000 (32,725)	9,500 (4,037)
			土曜日、日曜日および休日	11,300 (4,802)	23,500 (9,987)	31,400 (13,345)	37,600 (15,980)	54,900 (23,332)	69,000 (29,325)	92,400 (39,270)	11,300 (4,802)
	全 客 席 を 利 用 す る 場 合	入場料1人当たり	平日	11,300 (4,802)	23,500 (9,987)	31,400 (13,345)	37,600 (15,980)	54,900 (23,332)	69,000 (29,325)	92,400 (39,270)	11,300 (4,802)
			土曜日、日曜日および休日	13,600 (5,780)	28,200 (11,985)	37,700 (16,022)	45,200 (19,210)	65,900 (28,007)	82,800 (35,190)	110,900 (47,132)	13,600 (5,780)
	場 合	入場料1人当たり	平日	15,100 (6,417)	31,400 (13,345)	42,000 (17,850)	50,300 (21,377)	73,300 (31,152)	92,200 (39,185)	123,200 (52,360)	15,100 (6,417)
			土曜日、日曜日および休日	18,100 (7,692)	37,600 (15,980)	50,300 (21,377)	60,200 (25,585)	87,900 (37,357)	110,400 (46,920)	147,900 (62,857)	18,100 (7,692)
		の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合	平日	19,800 (8,415)	41,200 (17,510)	55,100 (23,417)	66,000 (28,050)	96,200 (40,885)	121,000 (51,425)	161,700 (68,722)	19,800 (8,415)

		の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合	土曜日、日曜日および休日	23,700 (10,072)	49,400 (20,995)	66,000 (28,050)	79,000 (33,575)	115,300 (49,002)	144,900 (61,582)	194,100 (82,492)	23,700 (10,072)
		入場料1人当たり	平日	24,600 (10,455)	51,000 (21,675)	68,200 (28,985)	81,700 (34,722)	119,100 (50,617)	149,800 (63,665)	200,200 (85,085)	24,600 (10,455)
		の最高額が5,000円を超える場合	土曜日、日曜日および休日	29,400 (12,495)	61,100 (25,967)	81,700 (34,722)	97,800 (41,565)	142,800 (60,690)	179,400 (76,245)	240,300 (102,127)	29,400 (12,495)
舞台	入場料を徴収しない場	平日	7,600 (3,230)	15,700 (6,672)	20,900 (8,882)	25,100 (10,667)	36,600 (15,555)	46,000 (19,550)	61,600 (26,180)	7,600 (3,230)	
および	合	土曜日、日曜日および休日	9,100 (3,867)	18,900 (8,032)	25,100 (10,667)	30,200 (12,835)	44,000 (18,700)	55,300 (23,502)	74,000 (31,450)	9,100 (3,867)	
1階	入場料1人当たり	平日	9,100 (3,867)	18,900 (8,032)	25,100 (10,667)	30,200 (12,835)	44,000 (18,700)	55,300 (23,502)	74,000 (31,450)	9,100 (3,867)	
客席を徴収する場	の最高額が1,000円以下の場合	土曜日、日曜日および休日	10,900 (4,632)	22,700 (9,647)	30,200 (12,835)	36,300 (15,427)	52,800 (22,440)	66,400 (28,220)	88,800 (37,740)	10,900 (4,632)	
用する場	入場料1人当たり	平日	12,100 (5,142)	25,200 (10,710)	33,500 (14,237)	40,200 (17,085)	58,600 (24,905)	73,600 (31,280)	98,600 (41,905)	12,100 (5,142)	
合	の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合	土曜日、日曜日および休日	14,600 (6,205)	30,300 (12,877)	40,200 (17,085)	48,400 (20,570)	70,400 (29,920)	88,500 (37,612)	118,400 (50,320)	14,600 (6,205)	
	入場料1人当たり	平日	15,900 (6,757)	33,000 (14,025)	43,900 (18,657)	52,800 (22,440)	76,900 (32,682)	96,600 (41,055)	129,400 (54,995)	15,900 (6,757)	

		の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合	土曜日、日曜日および休日	19,100 (8,117)	39,700 (16,872)	52,800 (22,440)	63,500 (26,987)	92,400 (39,270)	116,200 (49,385)	155,400 (66,045)	19,100 (8,117)
		入場料1人当たり	平日	19,600 (8,330)	40,900 (17,382)	54,400 (23,120)	65,300 (27,752)	95,200 (40,460)	119,600 (50,830)	160,200 (68,085)	19,600 (8,330)
		の最高額が5,000円を超える場合	土曜日、日曜日および休日	23,600 (10,030)	49,200 (20,910)	65,300 (27,752)	78,600 (33,405)	114,400 (48,620)	143,800 (61,115)	192,400 (81,770)	23,600 (10,030)
小ホールA	入場料を徴収しない場合	平日	3,600 (1,530)	7,400 (3,145)	9,900 (4,207)	11,800 (5,015)	17,300 (7,352)	21,700 (9,222)	29,000 (12,325)	3,600 (1,530)	
		土曜日、日曜日および休日	4,300 (1,827)	8,900 (3,782)	11,800 (5,015)	14,200 (6,035)	20,700 (8,797)	26,000 (11,050)	34,800 (14,790)	4,300 (1,827)	
	入場料を徴収する場合	平日	5,400 (2,295)	11,100 (4,717)	14,900 (6,332)	17,700 (7,522)	26,000 (11,050)	32,600 (13,855)	43,500 (18,487)	5,400 (2,295)	
		土曜日、日曜日および休日	6,400 (2,720)	13,400 (5,695)	17,700 (7,522)	21,300 (9,052)	31,100 (13,217)	39,000 (16,575)	52,200 (22,185)	6,400 (2,720)	
小ホールB	入場料を徴収しない場合	平日	3,000 (1,275)	6,200 (2,635)	8,200 (3,485)	9,800 (4,165)	14,400 (6,120)	18,000 (7,650)	24,000 (10,200)	3,000 (1,275)	
		土曜日、日曜日および休日	3,600 (1,530)	7,400 (3,145)	9,800 (4,165)	11,800 (5,015)	17,200 (7,310)	21,600 (9,180)	28,800 (12,240)	3,600 (1,530)	
	入場料を徴収する場合	平日	4,500 (1,912)	9,300 (3,952)	12,300 (5,227)	14,700 (6,247)	21,600 (9,180)	27,000 (11,475)	36,000 (15,300)	4,500 (1,912)	
		土曜日、日曜日および休日	5,400 (2,295)	11,100 (4,717)	14,700 (6,247)	17,700 (7,522)	25,800 (10,965)	32,400 (13,770)	43,200 (18,360)	5,400 (2,295)	

備考

- 1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額（あきた芸術劇場条例（昭和39年秋田県条例第3号。以下「県条例」という。）第9条の規定により劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、県条例第13条第2項第1号の規定により利用料金の基準とされることとなる県条例別表第1に規定する利用料金の額（以下「県条例利用料金基準額」という。）に、下段の括弧内の利用料金の額を加えて得た額をいう。別表第2を除き、以下同じ。）とし、下段の括弧内の利用料金の額はこの条例の規定により利用料金の基準とされる利用料金の額（以下「市条例利用料金基準額」という。）とする。
- 2 午前9時前の利用時間もしくは午後10時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 3 この表において「入場料」とは、利用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

イ 客席を利用しない場合

区分		利用料金の限度額（円）					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大 ホ ル	平日	23,400 (9,945)	31,200 (13,260)	37,400 (15,895)	54,600 (23,205)	68,600 (29,155)	91,800 (39,015)
	土曜日、日曜日お	28,100 (11,942)	37,400 (15,895)	44,900 (19,082)	65,400 (27,795)	82,200 (34,935)	110,200 (46,835)

	よび休日						
中 ホ	平日	11,800 (5,015)	15,800 (6,715)	18,900 (8,032)	27,500 (11,687)	34,600 (14,705)	46,200 (19,635)
ル	土曜日、日曜日および休日	14,100 (5,992)	18,900 (8,032)	22,600 (9,605)	33,000 (14,025)	41,400 (17,595)	55,500 (23,587)

備考

- この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の限度額（円）						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後11時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室（1室につき）	690 (293)	920 (391)	810 (344)	540 (229)	1,610 (684)	1,730 (735)	2,420 (1,028)
創作室A	840 (357)	1,120 (476)	1,020 (433)	680 (289)	1,960 (833)	2,140 (909)	2,980 (1,266)
創作室B	810 (344)	1,080 (459)	960 (408)	640 (272)	1,890 (803)	2,040 (867)	2,850 (1,211)
創作室C	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)

創作室（和室）A	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
創作室（和室）B	360 (153)	480 (204)	450 (191)	300 (127)	840 (357)	930 (395)	1,290 (548)
大ホール楽屋A	930 (395)	1,240 (527)	1,110 (471)	740 (314)	2,170 (922)	2,350 (998)	3,280 (1,394)
大ホール楽屋B	900 (382)	1,200 (510)	1,080 (459)	720 (306)	2,100 (892)	2,280 (969)	3,180 (1,351)
大ホール楽屋C	630 (267)	840 (357)	750 (318)	500 (212)	1,470 (624)	1,590 (675)	2,220 (943)
大ホール楽屋D	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
大ホール楽屋E	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
大ホール楽屋F	510 (216)	680 (289)	600 (255)	400 (170)	1,190 (505)	1,280 (544)	1,790 (760)
中ホール楽屋A	1,620 (688)	2,160 (918)	1,950 (828)	1,300 (552)	3,780 (1,606)	4,110 (1,746)	5,730 (2,435)
中ホール楽屋B	780 (331)	1,040 (442)	930 (395)	620 (263)	1,820 (773)	1,970 (837)	2,750 (1,168)
中ホール楽屋C	750 (318)	1,000 (425)	900 (382)	600 (255)	1,750 (743)	1,900 (807)	2,650 (1,126)
中ホール楽屋D	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
中ホール楽屋E	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
中ホール楽屋F	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)

備考

1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。

2 この表の規定にかかわらず、大ホール又は中ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて大ホール楽屋又は中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋又は中ホール楽屋に係る利用料金は、収受しない。

(3) 練習室

区分	利用料金の限度額（円）	
	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後11時まで 1時間につき
練習室A	960 (408)	1,160 (493)
練習室B	920 (391)	1,110 (471)
練習室C	880 (374)	1,060 (450)
練習室D	740 (314)	890 (378)
練習室E	660 (280)	800 (340)
練習室F	540 (229)	650 (276)
練習室G	360 (153)	440 (187)
練習室H	340 (144)	410 (174)

備考

1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の

額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。

2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。

2 第2条第2項の規定による許可に係る劇場の施設の利用料金

区分	単位	利用料金の限度額
建物の利用に係るもの	1平方メートルにつき1日	200円 (85円)
土地の利用に係るもの	1平方メートルにつき1年	秋田県が所有する土地の利用にあつては県条例利用料金基準額、本市が所有する土地の利用にあつては1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の3を乗じて得た額

備考

1 この表の建物の利用に係るものの項の利用料金の限度額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。

2 利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。

3 土地の利用期間が1年未満であるとき又は利用期間に1年未満の端数があるときは、当該利用期間又は端数に係る利用料金については月割りをもって計算する。ただし、利用期間が1月未満であるとき又は利用期間に1月未満の端数があるときは、当該利用期間又は端数に係る利用料金については日割りをもって計算する。

4 土地の利用のうち利用期間が1月未満のものに係る利用料金の限度額は、備考の3の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。

5 利用料金の限度額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額

を切り捨てる。

別表第2 駐車料金（第3条、第5条関係）

区分	単位	利用料金の限度額
駐車時間が3時間以内の場合	1台につき	500円 (212円)
駐車時間が3時間を超える場合	1台につき	500円に、駐車時間のうち3時間を超えた部分について1時間までごとに100円を加えた額 (212円に、駐車時間のうち3時間を超えた部分について1時間までごとに42円を加えた額)

備考 この表の利用料金の限度額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額（県条例第9条の規定により劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、県条例第13条第2項第1号の規定により利用料金の基準とされることとなる県条例別表第3に規定する利用料金の額に、下段の括弧内の利用料金の額を加えて得た額をいう。）とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。

提案理由

あきた芸術劇場を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第165号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件

秋田市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市金足地区コミュニティセンター	秋田市金足小泉字上前55番地
秋田市仁井田地区コミュニティセンター	秋田市仁井田本町四丁目5番20号

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年1月20日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（秋田市仁井田地区コミュニティセンターに係る部分に限る。）は同年6月29日から、次項の規定は令和元年12月20日から、附則第3項の規定は令和2年6月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の秋田市コミュニティセンター条例に規定する秋田市金足地区コミュニティセンターの使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 改正後の秋田市コミュニティセンター条例に規定する秋田市仁井田地区コミュニティセンターの使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

金足地域センターを金足地区コミュニティセンターとして設置するとともに、仁井田地区コミュニティセンターを設置するため、改正しようとするものである。

議案第166号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を次のように設定する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条—第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条・第10条）

第4節 運営に関する基準（第11条—第54条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条—第58条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第59条—第65条）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第66条）

第2節 人員に関する基準（第67条・第68条）

第3節 設備に関する基準（第69条）

第4節 運営に関する基準（第70条—第76条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第77条）

第2節 人員に関する基準（第78条・第79条）

第3節 設備に関する基準（第80条）

第4節 運営に関する基準（第81条—第83条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第84条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第85条—第88条）

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第89条）

第2節 人員に関する基準（第90条・第91条）

第3節 設備に関する基準（第92条）

第4節 運営に関する基準（第93条—第96条）

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第97条）

第2節 人員に関する基準（第98条・第99条）

第3節 設備に関する基準（第100条）

第4節 運営に関する基準（第101条）

第7章 多機能型事業所に関する特例（第102条—第104条）

第8章 雑則（第105条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付

- 費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号(法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額および肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けた者による指定通所支援をいう。
- (5) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第77条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第89条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および第97条に規定する指定保育所等訪問支援の事業ならびに秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第63号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第78条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第141条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第151条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第161条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業および指定障害福祉サービス等基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事

業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた障害児の支援に関する計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思および人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定

児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号および第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第6条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1 以上
 - (2) 児童指導員および保育士
 - ア 児童指導員および保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上
 - イ 児童指導員 1 以上
 - ウ 保育士 1 以上
 - (3) 栄養士 1 以上
 - (4) 調理員 1 以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1 以上
- 2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を当該各号に定める員数のおり置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。
- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
 - (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を当該各号に定める員数のおり置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。
- (1) 看護職員 1 以上
 - (2) 機能訓練担当職員 1 以上
- 5 第1項第2号アおよび第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対し

て一体的に行われるものをいう。

- 6 第1項（第1号を除く。）から第4項までに規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士および同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（管理者）

- 第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

- 第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所および従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（設備）

- 第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

- 2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

- 3 第1項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定児童発達支援の

事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室および便所ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室および相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室

障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項および前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容および手続の説明および同意)

第12条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合（同条第2項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供の拒否の禁止)

第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市又は障害児相談支援事業を行う者（第49条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえ、速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービ

ス又は福祉サービスの利用状況その他の状況の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途および額ならびに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領等)

第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（第1号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合に

において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第23条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定児童発達支援の取扱方針）

第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児

児童発達支援の質の評価および改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児およびその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業員の勤務体制および資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備および備品等の状況
- (4) 関係機関および地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児およびその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法および非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価および改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第27条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条および第54条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および障害児の希望する生活ならびに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決

定保護者および障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援の目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、具体的な指定児童発達支援の内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、当該児童発達支援計画の原案の内容について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の業務)

第28条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次条に規定する相談および援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

(相談および援助)

第29条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第31条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、できる限り変化に富み、かつ、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法について栄養ならびに障害児の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第32条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（健康管理）

第33条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）

は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所開始時の健康診断
--------------------------	------------

障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
--------------------	------------------

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、特に注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

第34条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市への通知）

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第36条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第43条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間

- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第38条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員および指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制および当該関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第41条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 障害児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える

こと。

(2) 障害児にわいせつな行為をすること又は障害児をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 障害児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の障害児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の指定児童発達支援事業所の従業者としての養育又は業務を著しく怠ること。

(4) 障害児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、障害児の心身に有害な影響を与える行為をすること。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。

(秘密保持等)

第47条 指定児童発達支援事業所の従業者および管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者および管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ

め文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第48条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者もしくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業者もしくは同項に規定する特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第50条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは指定児童発達支援事業者の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査

に应じ、および障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、市長からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、もしくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に应じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該障害児の家族等に連絡を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第53条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第54条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第21条第1項に規定する指定児童発達支援の提供の記録

(2) 児童発達支援計画

(3) 第35条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第44条第2項に規定する身体的拘束等の記録

(5) 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第52条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第55条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第63条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数および共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指

定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第56条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第64条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第101条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂および機能訓練室をいう。第64条第1号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者

の数および共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第65条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第65条において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録

者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第94条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第148条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）もしくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第158条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援もしくは共生型放課後等デイサービス（第84条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第65条第1号および第2号において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第65条第1号および第2号において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第65条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介

護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じ次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号もしくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間および食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第58条 第4条、第7条、第8条および前節(第11条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第59条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備)

第60条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備および備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第62条 第4条、第7条および第4節(第11条、第23条第1項および第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条ならびに第51条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第63条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第23条第2項、第3項、第5項および第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数およびこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第64条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けるこ

とが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第62条（第23条第2項、第3項、第5項および第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数およびこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第65条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第62条（第23条第2項、第3項、第5項および第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介

護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第149条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サービス等基準条例第159条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第88条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第149条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サービス等基準条例第159条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第88条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じ次の表に定める利用定員、サテラ

イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間および食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびに指定障害福祉サービス等基準条例第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第149条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サービス等基準条例第159条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第88条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第66条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練ならびに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第67条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（準用）

第68条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第69条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室および調理室を有すること。
- (3) 浴室および便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第70条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領等)

第71条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、

指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第76条 第12条から第22条まで、第24条、第26条（第4項および第5項を除く。）から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条までおよび第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第74条」と、第16条中「いう。第37条第6号および」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条第1項」と、第26条第1項ならびに第27条の見出しおよび同条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第77条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、および社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第78条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福

社サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号および第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第79条 第7条および第8条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第80条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領等)

第82条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第83条 第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項および第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第16条中「第37条第6号および第51条第2項」とあるのは「第37条第6号」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第82条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第82条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第84条 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第57条まで、第77条および第82条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第85条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当

放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備)

第86条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備および備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第88条 第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第63条から第65条まで、第77条および第82条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第89条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第90条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業の規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後又は児童指導員もしくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活におけ

る基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、および当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第91条 第7条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第90条第1項第1号に掲げる訪問支援員および同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第92条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領等）

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達

支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項に規定する交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(準用)

第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項および第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条までおよび第75条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第97条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第98条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業の規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第99条 第7条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第98条第1項第1号に掲げる訪問支援員および同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第100条 第92条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項および第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第75条および第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項ならびに第27条の見出しおよび同条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第102条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項、第2項および第4項、第6条、第67条、第78条第1項、第2項および第4項、第90条第1項ならびに第98条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第67条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、ならびに同条第2項および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第78条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第90条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業

所」と、第98条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第5条第5項および第78条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医および管理者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

（設備に関する特例）

第103条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

第104条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条、第70条および第81条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条、第70条および第81条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

- 3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条、第70条、第81条および前2項の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

- 4 多機能型事業所は、主として重度の知的障害および重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第11条、第70条、第81条および第2項の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての

事業を通じて5人以上とすることができる。

- 5 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第8章 雑則

（委任）

第105条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 2 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第 号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第4条」に、「指定通所支援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第66条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第77条」に、「指定通所支援基準第71条の7」を「指定通所支援基準条例第89条」に、「指定通所支援基準第72条」を「指定通所支援基準条例第97条」に、「指定通所支援基準に」を「指定通所支援基準条例に」に改める。

第94条の2各号列記以外の部分中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第5条第1項」に、「指定通所支援基準第66

条第1項」を「指定通所支援基準条例第78条第1項」に改め、同条第1号中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第5条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第78条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第4条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第77条」に改める。

第94条の4第1号中「指定通所支援基準第54条の2」を「指定通所支援基準条例第55条」に、「指定通所支援基準第71条の2」を「指定通所支援基準条例第84条」に改める。

第96条第1号、第2号および第4号、第110条第1号および第2号、第149条の2第1号、第2号および第4号ならびに第159条の2第1号、第2号および第4号中「指定通所支援基準第54条の12」を「指定通所支援基準条例第65条」に、「指定通所支援基準第71条の6」を「指定通所支援基準条例第88条」に改める。

第201条第1項中「指定通所支援基準第56条」を「指定通所支援基準条例第67条」に改める。

(秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第 号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第4条」に、「指定通所支援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第66条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第77条」に改める。

第89条第1項中「指定通所支援基準の」を「指定通所支援基準条例の」に、「指定通所支援基準第5条第1項第2号」を「指定通所支援基準条例第5条第1項第2号」に改める。

(秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第113条各号列記以外の部分中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第1項」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第 号）第5条第1項」に、「同令第4条」を「同条例第4条」に、「同令第66条第1項」を「同条例第78条第1項」に、「同令第65条」を「同条例第77条」に改め、同条第1号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第5条第1項」に、「同令第66条第1項」を「同条例第78条第1項」に、「同条例第78条」を「秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第78条」に改める。

(秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 5 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第60条の20の2各号列記以外の部分中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第1項」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第 号）第5条第1項」に、「同令第4条」を「同条例第4条」に、「同令第66条第1項」を「同条例第78条第1項」に、「同令第65条」を「同条例第77条」に改め、同条第1号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項」を「秋田市指定通

所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第5条第1項」に、「同令第66条第1項」を「同条例第78条第1項」に、「同条例第78条」を「秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第78条」に改める。

提案理由

地方自治法施行令の一部改正（平成31年政令第131号）に伴い、指定通所支援の事業等の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第167号

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例を設定する件

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例を次のように設定する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準)

第2条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定および指定の更新の申請者については、この限りでない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法施行令の一部改正（平成31年政令第131号）に伴い、指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第168号

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例
を設定する件

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例を次のように設定する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例
目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備および運営に関する基準（第4条—第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている場合その他の事業の主たる目

的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料および共益費を除く。）の支払を受けてサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思および人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければ

ばならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退去のために必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備および運営に関する基準

(配置、構造および設備の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造および設備は、日照、採光、換気その他の入居者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過

しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 職員の職種、員数および職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制および当該関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置

についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 1の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員の配置の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項および第3項に規定する要件を満たす者が施設長のみ
4以下

(2) 第6条第1項および第3項に規定する要件を満たす者が施設長のほか1人以上
8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員の配置の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項および第3項に規定する要件を満たす者が施設長のみ
20人以下

(2) 第6条第1項および第3項に規定する要件を満たす者が施設長のほか1人以上
40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条に規定する記録のほか、第20条の規定による状況の把握に係る記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置および自動火災報知設備その他の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第4項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する場合その他の2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 1の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以

上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所

入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所

入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場

入居定員に適したものを設けること。

(職員の配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数および提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員の配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、当該サービスの内容および費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行

うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）および解約に関する事項を定めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ、当該契約の更新について入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき設置される福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項を定める場合において、入居者の権利を不当に制限するような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項を定める場合において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項および第2項の事項（以下これらを「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の

使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退去)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、当該入居予定者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退去に係る援助に際しては、福祉事務所その他の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領等)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号に掲げるものにあつては、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用

食材費および調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室使用料

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金その他の金品を受

領しないこと。

(3) 共益費

共用部分の清掃、備品の整備その他の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費

居室および共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費

入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費

入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）
に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービスの提供の方針）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生活することができるよう、当該入居者の心身の状況および希望に応じたサービスを適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者が共用部分を円滑に使用することができるよう、配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量および栄

養ならびに当該入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し、当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況の把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、居室への訪問等の方法により、入居者の状況の把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退去に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応ずるとともに、適切な助言および必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭の管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより、当該無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等は、当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 第14条第1項の契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を文書により締結すること。

(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等、適切な体制を整備すること。

(7) 当該入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に当該入居者本人に報告を行うこと。

(8) 当該入居者が退去する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

(9) 金銭等の詳細な管理の方法、当該入居者本人に対して行う収支の記

録の報告の方法等について管理規程を定めること。

(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結又は変更の際には、福祉事務所にその旨を報告すること。

(12) 金銭等の管理の状況について、市長からの求めに応じて速やかに報告することができる体制を整備すること。

(掲示および公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該入居者の家族等に連絡を行わなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条および第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている

無料低額宿泊所が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第12条第6項第1号アおよびエからカまでの規定は、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

(1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。

(2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

(3) 入居者の寝具および身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。

(5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。

(6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

4 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築をすることができない。

提案理由

社会福祉法の一部改正（平成30年法律第44号）等に伴い、無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第169号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第34条第10号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(」に、「(同号ロ」を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。)」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第29条第9号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改める。

第44条第10号中「のイからクまで」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和元年厚生労働省令第32号）に伴い、保育所等の設備の基準を改めるため、改正しようとするものである。

議案第170号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項ただし書中「第2号から第8号まで」を「次」に改める。

附則第4項中「5年」を「10年」に改める。

附則第12項中「に掲げる要件を満たす」を削り、「第2号から第8号まで」を「あって、次」に、「同号イからクまで」を「あって、同号アからクまで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）等に伴い、幼保連携型認定こども園の設備の基準等を改めるため、改正しよう

とするものである。

議案第171号

チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する件

チャレンジオフィスあきた条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例

チャレンジオフィスあきた条例（平成14年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「秋田市土崎港西三丁目9番15号」を「秋田市中通二丁目2番32号」に改める。

第3条第1号中「および多目的室」を「又はコワーキングスペース（以下「創業支援室等」という。）」に改め、同条第2号中「創業支援室」を「創業支援室等」に、「支援室使用者」を「支援室等使用者」に改める。

第4条第1項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改め、同条第2項中「創業支援室を」を「創業支援室等を」に、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中「創業支援室および多目的室」を「創業支援室等」に改め、同条第3項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改める。

第6条第1項中「創業支援室および多目的室」を「創業支援室等」に改め、同条第2項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第9条から第11条までの規定中「創業支援室および多目的室」を「創業支援室等」に改める。

第14条の見出しを「（チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会）」に改め、同条第1項中「支援室使用者の」を「支援室等使用者の」に、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区 分	単 位	使 用 料
創業支援室 A	1 室 1 月につき	22,000円
創業支援室 B		15,400円
コワーキングスペース	1 人 1 月につき	6,600円

備考

- 1 この表において、「創業支援室 A」とは床面積が14平方メートル以上のものをいい、「創業支援室 B」とは床面積が14平方メートル未満のものをいう。
- 2 この表において「コワーキングスペース」とは、床面積がおおむね4.2平方メートルのものをいう。
- 3 創業支援室等の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のチャレンジオフィスあきた条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前のチャレンジオフィスあきた条例第5条の規定によ

り施行日以後の期間に係る創業支援室の使用の許可を受けている者は、当該期間について、改正後の条例第5条の規定により創業支援室の使用の許可を受けている者とみなす。

(準備行為)

- 4 改正後の条例に規定する創業支援室およびコワーキングスペースの使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正)

- 5 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会委員の項中「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会委員」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会委員」に改める。

提案理由

チャレンジオフィスあきたの移転に伴い、その位置および使用料を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第172号

あきた芸術劇場運営管理協議会の設置に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、別紙規約をもってあきた芸術劇場運営管理協議会を設置し、あきた芸術劇場の運営等に関する事務を秋田県と共同して管理し、および執行するための協議を行うことについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めらる。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

別紙

あきた芸術劇場運営管理協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）の運営等に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、あきた芸術劇場運営管理協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける地方公共団体)

第3条 協議会は、秋田県（以下「県」という。）及び秋田市（以下「市」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 劇場の運営の基本的事項に関する事務
- (2) 劇場の維持管理に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成させるために必要な事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、秋田市山王四丁目1番1号秋田県庁舎内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員2人（以下「会議の構成員」という。）をもってこれを組織する。

(会長、副会長及び委員)

第7条 会長は県の劇場を所管する部長の職にある者を、副会長は市の劇場を所管する部長の職にある者を、委員は県の劇場を所管する課長及び市の劇場を所管する課長の職にある者をもって、これに充てる。

2 会長、副会長及び委員は非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の県及び市別の配分については、秋田県知事（以下「知事」という。）及び秋田市長（以下「市長」という。）が協議により、これを定める。

2 知事及び市長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ県及び市の常勤の職員のうちから、選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の業務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集及び運営)

第11条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 副会長から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 協議会の会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(知事及び市長の名においてする事務の管理及び執行)

第12条 協議会がその担任する事務を知事及び市長の名において管理し、

及び執行する場合においては、県及び市の協議により、協議会は、当該事務を県及び市の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合においては、知事及び市長は、あらかじめ、相互に協議しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第13条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、県及び市が負担する。

- 2 前項の規定により県及び市が負担すべき額は、毎年度知事及び市長が協議して定める。

- 3 第1項に規定する費用は、知事又は市長が支払う。

(財産の取得及び処分)

第14条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、県及び市が協議して、県又は市が取得し、又は処分するものとする。

(協議会の解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、県及び市がその協議によりその事務を承継する。

(協議会の規程)

第16条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、その会議を経て、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和元年12月24日から施行する。

議案第173号

秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する
件

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村—563）の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上別紙のとおりとすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

令和2年3月31日に北秋田市周辺衛生施設組合が解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

別紙

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村—563）の一部を次のように変更する。

別表第1中 「

鹿角広域行政組合
北秋田市周辺衛生施設組合

」 を 「

鹿角広域行政組合

」 に改める。

別表第2中 「、北秋田市周辺衛生施設組合」 を削る。

附 則

この規約は、知事の許可を受け、令和2年4月1日から施行する。

議案第174号

公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件

次のとおり公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する定款
公立大学法人秋田公立美術大学定款（平成24年9月28日議決）の一部を次のように変更する。

第7条中「、地域センター」を削る。

附 則

この定款は、令和2年1月20日から施行する。

提案理由

地域センターの廃止に伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第175号

地方独立行政法人市立秋田総合病院定款の一部を変更する件

次のとおり地方独立行政法人市立秋田総合病院定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院定款の一部を変更する定款
地方独立行政法人市立秋田総合病院定款（平成25年3月14日議決）の一部を次のように変更する。

第6条中「、地域センター」を削る。

附 則

この定款は、令和2年1月20日から施行する。

提案理由

地域センターの廃止に伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第176号

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を指定する件

次により秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | |
|---------|---|
| 1 施設名 | 秋田市ポートタワー
秋田港振興センター |
| 2 指定管理者 | 秋田市中通二丁目1番36号
株式会社秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス
代表取締役 金子宗典 |
| 3 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

提案理由

ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第177号

秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定する件

次により秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市老人いこいの家
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 黒 崎 義 雄
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

提案理由

老人いこいの家の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第178号

市道路線を廃止する件

次の市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

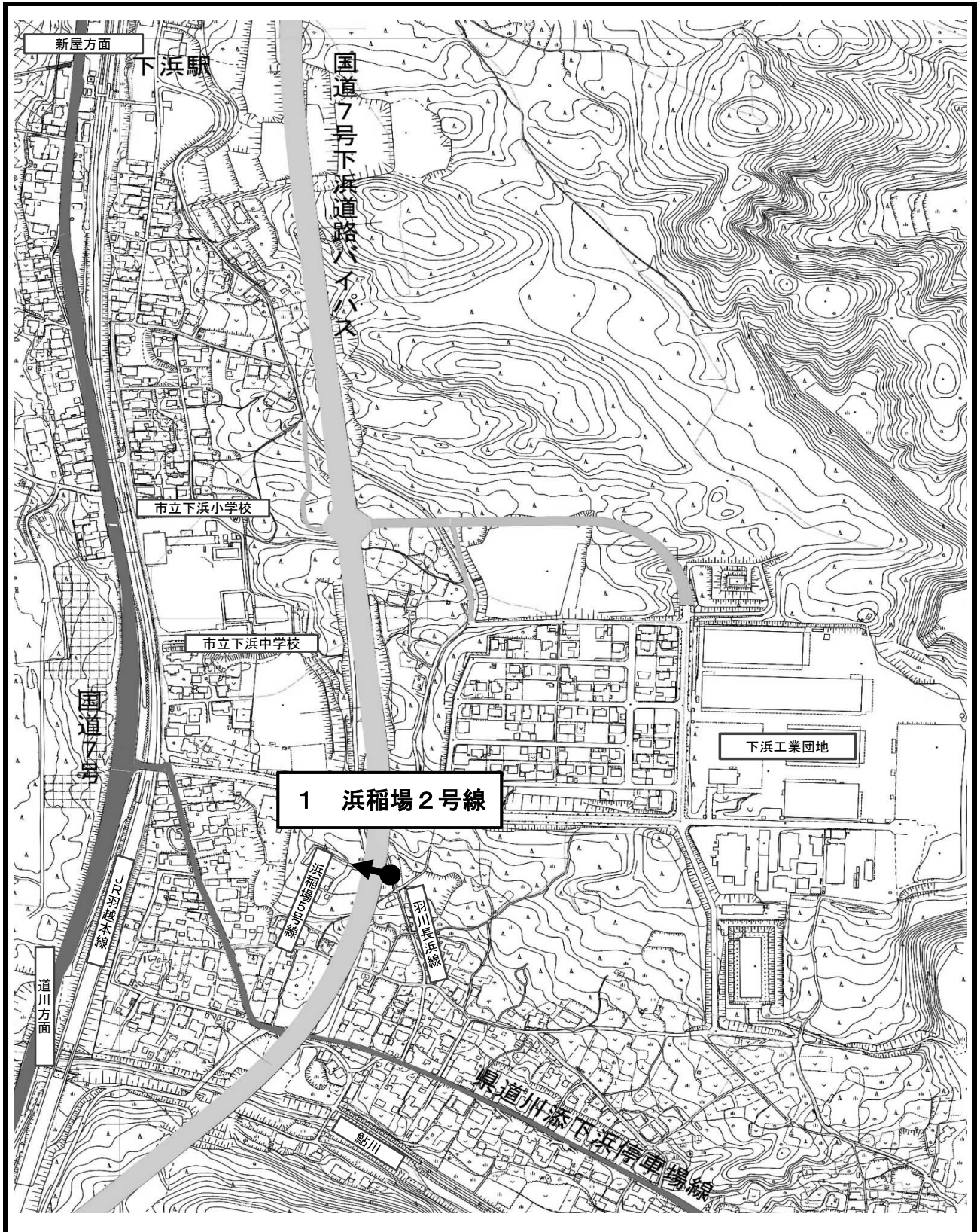
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
浜稲場2号線	下浜羽川字浜稲場109番地先		50.70	6.00
	下浜羽川字浜稲場122番11地先			

提案理由

他の道路の新設により不要となったことから、市道路線を廃止しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	浜稲場2号線	50.70	6.00
合計延長		50.70	

浜稻場 2 号線



議案第179号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

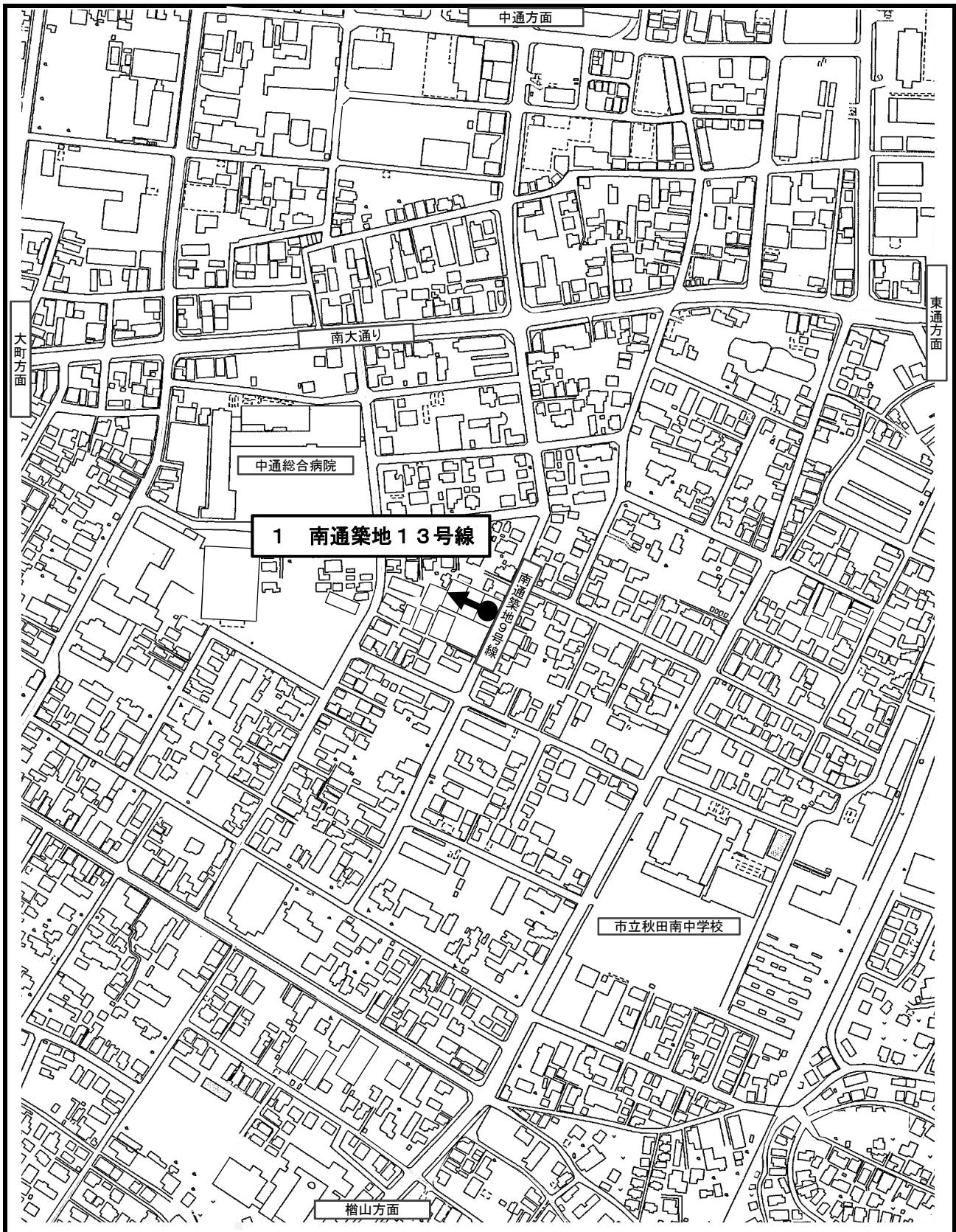
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
南通築地13号 線	南通築地98番9地先		44.10	6.00
	南通築地98番7地先			

提案理由

宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	南通築地13号線	44.10	6.00
合計延長		44.10	

南通築地13号線



議案第180号

秋田市立体育館メインアリーナ空調設備更新工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立体育館メインアリーナ空調設備更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市八橋本町六丁目12番20号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 427,900,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新菱・山二・山岡建設工事共同企業体
代表者 秋田市八橋南二丁目10番16号
秋田県 J A ビル
新菱冷熱工業株式会社東北支社秋田営業所
秋田営業所長 佐々木 勲 |

提案理由

秋田市立体育館メインアリーナ空調設備更新工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第181号

下北手地区コミュニティセンター改築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 下北手地区コミュニティセンター改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市下北手柳館字前田面133番地 1 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 188,408,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | シブヤ・山建開発建設工事共同企業体
代表者 秋田市外旭川字三後田266番地 1
株式会社シブヤ建設工業
代表取締役 渋谷 守 寿 |

提案理由

下北手地区コミュニティセンター改築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第182号

令和元年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,096,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	843,270	876	844,146
	1 負担金	843,270	876	844,146
16	国庫支出金	23,010,214	134,020	23,144,234
	1 国庫負担金	18,304,879	9,625	18,314,504
	2 国庫補助金	4,626,647	124,395	4,751,042
17	県支出金	9,269,644	2,092	9,271,736
	1 県負担金	5,953,560	1,220	5,954,780
	2 県補助金	2,660,163	872	2,661,035
20	繰入金	4,957,586	431	4,958,017
	2 基金繰入金	4,701,581	431	4,702,012
21	繰越金	896,401	114,131	1,010,532
	1 繰越金	896,401	114,131	1,010,532
22	諸収入	8,898,401	875	8,899,276
	5 雑入	1,631,959	875	1,632,834
23	市債	13,652,600	374,600	14,027,200
	1 市債	13,652,600	374,600	14,027,200
	歳 入 合 計	136,469,971	627,025	137,096,996

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,849,232	千円 15,038	千円 17,864,270
	1 総務管理費	15,769,323	4,156	15,773,479
	5 統計調査費	63,809	10,882	74,691
3 民生費		50,991,832	5,051	50,996,883
	1 社会福祉費	23,175,953	3,179	23,179,132
	2 児童福祉費	18,531,532	1,168	18,532,700
	3 生活保護費	9,242,288	704	9,242,992
4 衛生費		9,382,314	19,440	9,401,754
	3 清掃費	4,825,607	431	4,826,038
	7 母子衛生費	610,918	19,009	629,927
6 農林水産業費		2,917,534	9,385	2,926,919
	1 農業費	2,123,647	1,747	2,125,394
	3 林業費	269,979	7,638	277,617
8 土木費		14,687,019	90,476	14,777,495
	3 河川費	332,881	45,000	377,881
	5 都市計画費	4,536,791	3,476	4,540,267
	7 住宅費	701,287	42,000	743,287
10 教育費		11,325,379	482,436	11,807,815
	2 小学校費	2,983,628	150,916	3,134,544
	3 中学校費	1,410,047	331,520	1,741,567
11 災害復旧費		258,438	5,199	263,637
	1 農林水産施設災害復旧費	21,168	5,199	26,367
歳 出 合 計		136,469,971	627,025	137,096,996

第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 災害復旧費	4 衛生施設災害復旧費	第2リサイクルプラザ火災復旧事業	千円 1,063,611	令和元年度	千円
				令和2年度	1,063,611

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう修繕事業	千円 110,000
	3 河川費	河川改修事業	45,000
	5 都市計画費	秋田駅西口駅前広場改修事業	154,200
		土地区画整理会計繰出金	797,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	80,010
		小学校トイレ環境改善事業	70,906
	3 中学校費	中学校トイレ環境改善事業	252,540
		中学校施設等改修経費	78,980
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	16,667

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 6,688
県・市連携文化施設整備事業	令和元年度 ┆ 令和8年度	645,326
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和元年度 ┆ 令和2年度	105,441
「美術館の街」活性化事業	令和元年度 ┆ 令和2年度	10,000
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	令和元年度 ┆ 令和4年度	91,767
後期高齢者健康診査事業委託経費等	令和元年度 ┆ 令和2年度	101,907
社会福祉関連サービス委託経費等	令和元年度 ┆ 令和2年度	29,232
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和元年度 ┆ 令和2年度	107,558
老人福祉関連サービス委託経費等	令和元年度 ┆ 令和2年度	157,089
健康管理関連事業委託経費等	令和元年度 ┆ 令和2年度	14,826
保育士人材確保推進事業	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,023
在宅子育てサポート事業	令和元年度 ┆ 令和2年度	15,917
道路維持修繕事業	令和元年度 ┆ 令和2年度	80,000

事 項	期 間	限 度 額
消融雪施設整備事業	令和元年度 ＼ 令和２年度	千円 68,000
道路改良事業	令和元年度 ＼ 令和２年度	23,600
側溝改良事業	令和元年度 ＼ 令和２年度	60,000
人にやさしい歩道づくり事業	令和元年度 ＼ 令和２年度	38,000
都市計画道路泉外旭川線整備事業	令和元年度 ＼ 令和７年度	5,880,000
雄和小学校スクールバス運行管理委託経費	令和元年度 ＼ 令和４年度	96,930
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定文書法制課分)	令和元年度 ＼ 令和２年度	1,631
同 上 (令和元年度設定防災安全対策課分)	令和元年度 ＼ 令和２年度	4,578
同 上 (令和元年度設定契約課分)	令和元年度 ＼ 令和２年度	13,217
同 上 (令和元年度設定財産管理活用課分)	令和元年度 ＼ 令和２年度	23,541
同 上 (令和元年度設定工事検査室分)	令和元年度 ＼ 令和２年度	6,536
同 上 (令和元年度設定企画調整課分)	令和元年度 ＼ 令和２年度	1,215
同 上 (令和元年度設定財政課分)	令和元年度 ＼ 令和２年度	3,881

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定情報統計課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 186,723
同 上 (令和元年度設定広報広聴課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	108,067
同 上 (令和元年度設定市民税課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	6,014
同 上 (令和元年度設定東京事務所分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	9,531
同 上 (令和元年度設定観光振興課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	253,868
同 上 (令和元年度設定文化振興課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,815
同 上 (令和元年度設定スポーツ振興課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	99,674
同 上 (令和元年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	73,638
同 上 (令和元年度設定大森山動物園分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	26,107
同 上 (令和元年度設定千秋美術館分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	75,271
同 上 (令和元年度設定民俗芸能伝承館分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	333
同 上 (令和元年度設定佐竹史料館分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	8,216
同 上 (令和元年度設定文化会館分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	53,499

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定生活総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 10,517
同 上 (令和元年度設定市民課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,855
同 上 (令和元年度設定西部市民サービスセンター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,636
同 上 (令和元年度設定北部市民サービスセンター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	6,937
同 上 (令和元年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,388
同 上 (令和元年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,018
同 上 (令和元年度設定南部市民サービスセンター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	50,431
同 上 (令和元年度設定東部市民サービスセンター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	4,256
同 上 (令和元年度設定中央市民サービスセンター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,754
同 上 (令和元年度設定市民相談センター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,666
同 上 (令和元年度設定福祉総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	113,035
同 上 (令和元年度設定食肉衛生検査所分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,041
同 上 (令和元年度設定保健総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	17,023

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定子ども総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 742
同 上 (令和元年度設定子ども育成課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	7,380
同 上 (令和元年度設定子ども健康課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	210
同 上 (令和元年度設定環境総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,456,178
同 上 (令和元年度設定産業企画課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	250,867
同 上 (令和元年度設定建設総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	150,752
同 上 (令和元年度設定都市総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	260,237
同 上 (令和元年度設定会計課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	168
同 上 (令和元年度設定議会事務局分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	9,154
同 上 (令和元年度設定選挙管理委員会事務局分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	187
同 上 (令和元年度設定農業委員会事務局分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	557
同 上 (令和元年度設定教育委員会総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	41,541
同 上 (令和元年度設定学事課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	97,806

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定教育研究所分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 2,603
同 上 (令和元年度設定生涯学習室分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	44
同 上 (令和元年度設定太平山自然学習センター分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	5,606
同 上 (令和元年度設定自然科学学習館分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	23
同 上 (令和元年度設定中央図書館明德館分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,428
同 上 (令和元年度設定雄和図書館分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	376
同 上 (令和元年度設定商業高校分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	12,318
同 上 (令和元年度設定御所野学院高校分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	1,364
同 上 (令和元年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	164
同 上 (令和元年度設定消防本部総務課分)	令和元年度 ┆ 令和2年度	9,199

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
道路橋りょう費	千円 1,126,800	千円 45,000	千円 1,171,800			
小学校費	558,000	100,900	658,900			
中学校費	64,000	228,700	292,700			
計	13,652,600	374,600	14,027,200			

議案第183号

令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）

令和元年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 948,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	193,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 15,676

議案第184号

令和元年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度) 令和2年度	千円 5,189

議案第185号

令和元年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度) 令和2年度	千円 2,537

議案第186号

令和元年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度) 令和2年度	千円 86,455

議案第187号

令和元年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度) 令和2年度	千円 31,179

議案第188号

令和元年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度) 令和2年度	千円 11,600

議案第189号

令和元年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）

令和元年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	令和元年度 ） 令和4年度	千円 3,823,122	令和元年度 ） 令和4年度	千円 4,053,285

議案第190号

令和元年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,378,453千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	1	3,660	3,661
	1 国庫補助金	1	3,660	3,661
	歳入合計	30,374,793	3,660	30,378,453

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	204,739	3,660	208,399
	2 徴税費	85,724	3,660	89,384
	歳 出 合 計	30,374,793	3,660	30,378,453

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険税オンラインシステム改修経費	令和元年度 ） 令和2年度	千円 20,422
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度 ） 令和2年度	267,433

議案第191号

令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和元年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和元年度 ） 令和2年度	千円 543,688
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定福祉総務課分)	令和元年度 ） 令和2年度	3,075

議案第192号

令和元年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度) 令和2年度	千円 12,637

議案第193号

令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和元年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和元年度から2年度まで	403,381千円
水道施設切廻等 業務委託経費	令和元年度から2年度まで	110,000千円
配水管整備事業	令和元年度から2年度まで	738,500千円

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

議案第194号

令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和元年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和元年度から2年度まで	499,700千円
管渠建設事業	令和元年度から2年度まで	494,000千円

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

議案第195号

令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和元年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和元年度から2年度まで	63,221千円

令和元年11月26日提出

秋田市長 穂 積 志

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	17,849,232	15,038	17,864,270
3 民生費	50,991,832	5,051	50,996,883
4 衛生費	9,382,314	19,440	9,401,754
6 農林水産業費	2,917,534	9,385	2,926,919
8 土木費	14,687,019	90,476	14,777,495
10 教育費	11,325,379	482,436	11,807,815
11 災害復旧費	258,438	5,199	263,637
歳 出 合 計	136,469,971	627,025	137,096,996

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
4,114			10,924
3,868			1,183
9,543			8,590
872			7,638
		45,000	45,476
117,715		329,600	35,121
			5,199
136,112		374,600	114,131
			2,182

2 歳 入

1 4 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費負担金	千円 3,534	千円 876	千円 4,410	2 母子衛生費負担金	千円 876
計	843,270	876	844,146		

1 6 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	17,971,071	2,385	17,973,456	2 障害者福祉費負担金	2,385
2 衛生費国庫負担金	55,505	7,240	62,745	2 母子衛生費負担金	7,240
計	18,304,879	9,625	18,314,504		

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	959,688	4,114	963,802	1 総務管理費補助金	4,114
2 民生費国庫補助金	809,992	1,483	811,475	4 児童福祉費補助金	779
				5 生活保護費補助金	704
3 衛生費国庫補助金	72,075	1,083	73,158	3 母子衛生費補助金	1,083
8 教育費国庫補助金	206,747	117,715	324,462	1 小学校費補助金	40,641

説	明	
01 未熟児養育医療費負担金	(子ども健)	千円 876

02 特別障害者手当等給付費負担金	(福祉総)	2,385
02 小児慢性特定疾病医療費負担金	(子ども健)	4,800
03 未熟児養育医療費等負担金	(子ども健)	2,440

63 個人番号カード利用環境整備費補助金	(情報統)	4,114
58 保育所等整備交付金	(子ども育)	779
04 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(福祉総)	704
07 母子保健衛生費補助金	(子ども健)	1,083
07 学校施設環境改善交付金	(教委総)	40,641

14款 分担金及び負担金 16款 国庫支出金

16款 国庫支出金
2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
	千円	千円	千円	2 中学校費補助金	千円 77,074
計	4,626,647	124,395	4,751,042		

17款 県支出金
1項 県負担金

2 衛生費県負担金	5,338	1,220	6,558	2 母子衛生費負担金	1,220
計	5,953,560	1,220	5,954,780		

17款 県支出金
2項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	443,158	872	444,030	1 農業費補助金	872
計	2,660,163	872	2,661,035		

20款 繰入金
2項 基金繰入金

5 地域振興基金繰入金	230,602	431	231,033	1 地域振興基金繰入金	431
計	4,701,581	431	4,702,012		

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	896,401	114,131	1,010,532	1 前年度繰越金	114,131
計	896,401	114,131	1,010,532		

説	明	
06 学校施設環境改善交付金	(教委総)	千円 77,074

01 未熟児養育医療費負担金	(子ども健)	1,220
----------------	--------	-------

11 農業夢プラン応援事業費補助金	(産業企)	872
-------------------	-------	-----

01 地域振興基金繰入金	(財 政)	431
--------------	-------	-----

01 前年度繰越金	(財 政)	114,131
-----------	-------	---------

16款 国庫支出金 17款 県支出金 20款 繰入金 21款 繰越金

22款 諸収入
5項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 雑入	千円 1,631,956	千円 875	千円 1,632,831	8 産業振興雑入	千円 875
計	1,631,959	875	1,632,834		

23款 市債
1項 市債

7 土木債	2,914,800	45,000	2,959,800	1 道路橋りょう債	45,000
9 教育債	1,043,600	329,600	1,373,200	2 小学校債	100,900
				3 中学校債	228,700
計	13,652,600	374,600	14,027,200		

説	明	千円
73 新規就農支援事業費補助金返還金	(産業企)	875

01 道路橋りょう整備債	(財 政)	45,000
01 小学校建設債	(財 政)	100,900
01 中学校建設債	(財 政)	228,700

2 2 款 諸収入 2 3 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 8,889,897	千円 4,114	千円 8,894,011	千円 4,114	千円	千円	千円
6 企画費	3,823,959	42	3,824,001				42
計	15,769,323	4,156	15,773,479	4,114	0	0	42

2 款 総務費

5 項 統計調査費

1 統計調査総務費	25,894	10,882	36,776				10,882
計	63,809	10,882	74,691	0	0	0	10,882

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障害者福祉費	7,400,151	3,179	7,403,330	2,385			794
計	23,175,953	3,179	23,179,132	2,385	0	0	794

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	11,294,632	1,168	11,295,800	779			389
計	18,531,532	1,168	18,532,700	779	0	0	389

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 539	【企画財政部関係】 マイナンバーカード利用環境整備事業	千円 4,114
12 役務費	1,971		4,114
13 委託料	1,604		
19 負担金、補助 及び交付金	42	【企画財政部関係】 県・市連携文化施設整備事業	42 42

2 給料	5,904	【企画財政部関係】 統計調査総務人件費	10,882
3 職員手当等	4,978		10,882

20 扶助費	3,179	【福祉保健部関係】 特別障害者手当等給付費	3,179 3,179

19 負担金、補助 及び交付金	1,168	【子ども未来部関係】 児童福祉施設等整備費補助金	1,168 1,168

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 生活保護総務費	千円 348,163	千円 704	千円 348,867	千円 704	千円	千円	千円
計	9,242,288	704	9,242,992	704	0	0	0

4款 衛生費

3項 清掃費

2 塵芥処理費	3,331,056	431	3,331,487			431	
計	4,825,607	431	4,826,038	0	0	431	0

4款 衛生費

7項 母子衛生費

1 母子保健費	610,918	19,009	629,927	9,543		876	8,590
計	610,918	19,009	629,927	9,543	0	876	8,590

6款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	916,939	1,747	918,686	872		875	
---------	---------	-------	---------	-----	--	-----	--

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 704	【福祉保健部関係】 被保護者健康管理支援事業	千円 704 704

19 負担金、補助 及び交付金	431	【環境部関係】 生ごみ減量促進事業	431 431

11 需用費	203	【子ども未来部関係】	19,009
12 役務費	2	乳幼児健康診査事業	3,515
13 委託料	3,312	未熟児養育医療給付事業	5,759
20 扶助費	15,492	小児慢性特定疾病支援事業	9,735

19 負担金、補助 及び交付金	872	【産業振興部関係】 新規就農支援事業	1,747 1,747
23 償還金、利子 及び割引料	875		

3 款 民生費 4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 2,123,647	千円 1,747	千円 2,125,394	千円 872	千円 0	千円 875	千円 0

6款 農林水産業費

3項 林業費

1 林業総務費	23,457	7,098	30,555				7,098
2 林業振興費	109,619	540	110,159				540
計	269,979	7,638	277,617	0	0	0	7,638

8款 土木費

3項 河川費

2 河川水路整備費	285,000	45,000	330,000		45,000		
計	332,881	45,000	377,881	0	45,000	0	0

8款 土木費

5項 都市計画費

5 公園整備事業費	336,456	3,476	339,932				3,476
計	4,536,791	3,476	4,540,267	0	0	0	3,476

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

2 給料	4,497	【産業振興部関係】	7,098
		林業総務人件費	7,098
3 職員手当等	2,601		
1 報酬	540	【産業振興部関係】	540
		有害鳥獣駆除捕獲対策事業	540

13 委託料	45,000	【建設部関係】	45,000
		河川改修事業	45,000

11 需用費	3,476	【観光文化スポーツ部関係】	3,476
		大森山公園整備事業	3,476

6 款 農林水産業費 8 款 土木費

8款 土木費
7項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 住宅管理費	千円 573,192	千円 42,000	千円 615,192	千円	千円	千円	千円 42,000
計	701,287	42,000	743,287	0	0	0	42,000

10款 教育費
2項 小学校費

4 学校建設費	823,236	150,916	974,152	40,641	100,900		9,375
計	2,983,628	150,916	3,134,544	40,641	100,900	0	9,375

10款 教育費
3項 中学校費

4 学校建設費	110,300	331,520	441,820	77,074	228,700		25,746
計	1,410,047	331,520	1,741,567	77,074	228,700	0	25,746

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助 及び交付金	千円 42,000	【都市整備部関係】 空き家定住推進事業 多世帯同居・近居推進事業	千円 42,000 4,000 38,000

11 需用費	582	【教育委員会関係】	150,916
12 役務費	1,207	小学校施設等改修経費	80,010
14 使用料及び賃 借料	1,737	小学校トイレ環境改善事業	70,906
15 工事請負費	147,390		

11 需用費	1,873	【教育委員会関係】	331,520
12 役務費	1,294	中学校トイレ環境改善事業	252,540
14 使用料及び賃 借料	773	中学校施設等改修経費	78,980
15 工事請負費	327,580		

8款 土木費 10款 教育費

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 農地農業用 施設災害復 旧費	千円 1	千円 5,199	千円 5,200	千円	千円	千円	千円 5,199
計	21,168	5,199	26,367	0	0	0	5,199

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 5,199	【産業振興部関係】	千円 5,199
		農地農業用施設災害復旧事業	5,199

1 1 款 災害復旧費

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当等	計			
補正後	(172) 2,365	9,451,152	7,562,354	17,013,506	3,082,242	20,095,748	
補正前	(172) 2,363	9,440,751	7,554,775	16,995,526	3,082,242	20,077,768	
比較	(0) 2	10,401	7,579	17,980	0	17,980	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	272,096	590,118	271,086	191,855	145,606	2,107,588	1,471,456	135,860
	補正前	271,323	589,680	270,787	191,867	145,353	2,104,112	1,469,484	135,480
	比較	773	438	299	△12	253	3,476	1,972	380

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	10,401	その他の増減分	10,401	異動等による増減分 10,401
職員手当等	7,579	その他の増減分	7,579	異動等による増減分 7,579

継続費についての前前年度末までの支出
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(追加)

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内			一 般 財 源
					特 定 財 源	市 債	そ の 他	
			千円	千円	千円	千円	千円	
11 災害復 旧費	4 衛生施 設災害 復旧費	第2リサイク ルプラザ火災 復旧事業	元					
			2	1,063,611		1,006,600		57,011
			計	1,063,611		1,006,600		57,011

額、前年度末までの支出額又は支出額
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
				1,063,611	
				1,063,611	

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
外部監査実施経費	千円 6,688	令和元年度 ～ 令和2年度	千円 6,688
県・市連携文化施設整備事業	645,326	令和元年度 ～ 令和8年度	645,326
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	105,441	令和元年度 ～ 令和2年度	105,441
「美術館の街」活性化事業	10,000	令和元年度 ～ 令和2年度	10,000
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	91,767	令和元年度 ～ 令和4年度	91,767
後期高齢者健康診査事業委託経費等	101,907	令和元年度 ～ 令和2年度	101,907
社会福祉関連サービス委託経費等	29,232	令和元年度 ～ 令和2年度	29,232
障がい者福祉関連サービス委託経費等	107,558	令和元年度 ～ 令和2年度	107,558
老人福祉関連サービス委託経費等	157,089	令和元年度 ～ 令和2年度	157,089
健康管理関連事業委託経費等	14,826	令和元年度 ～ 令和2年度	14,826
保育士人材確保推進事業	2,023	令和元年度 ～ 令和2年度	2,023
在宅子育てサポート事業	15,917	令和元年度 ～ 令和2年度	15,917
道路維持修繕事業	80,000	令和元年度 ～ 令和2年度	80,000

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			一般財源
特 定 財 源	財源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			6,688
			645,326
			105,441
		6,500	3,500
			91,767
		100,329	1,578
13,134			16,098
49,355			58,203
		996	156,093
5,132			9,694
1,011			1,012
			15,917
40,000	36,000		4,000

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	期 間
消融雪施設整備事業	千円 68,000	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 68,000
道路改良事業	23,600	令和元年度 ┆ 令和2年度	23,600
側溝改良事業	60,000	令和元年度 ┆ 令和2年度	60,000
人にやさしい歩道づくり事業	38,000	令和元年度 ┆ 令和2年度	38,000
都市計画道路泉外旭川線整備事業	5,880,000	令和元年度 ┆ 令和7年度	5,880,000
雄和小学校スクールバス運行管理委託経費	96,930	令和元年度 ┆ 令和4年度	96,930
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定文書法制課分)	1,631	令和元年度 ┆ 令和2年度	1,631
同 上 (令和元年度設定防災安全対策課分)	4,578	令和元年度 ┆ 令和2年度	4,578
同 上 (令和元年度設定契約課分)	13,217	令和元年度 ┆ 令和2年度	13,217
同 上 (令和元年度設定財産管理活用課分)	23,541	令和元年度 ┆ 令和2年度	23,541
同 上 (令和元年度設定工事検査室分)	6,536	令和元年度 ┆ 令和2年度	6,536
同 上 (令和元年度設定企画調整課分)	1,215	令和元年度 ┆ 令和2年度	1,215
同 上 (令和元年度設定財政課分)	3,881	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,881

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	市 債	そ の 他	
国 県 支 出 金	千 円	千 円	千 円
	40,800	21,700	5,500
	11,800	10,600	1,200
	30,000	27,000	3,000
	19,000	17,100	1,900
	2,940,000	2,645,700	294,300
	30,000		66,930
			1,631
			4,578
			13,217
		270	23,271
		2,010	4,526
			1,215
		232	3,649

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	期 間
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定情報統計課分)	千円 186,723	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 186,723
同 上 (令和元年度設定広報広聴課分)	108,067	令和元年度 ┆ 令和2年度	108,067
同 上 (令和元年度設定市民税課分)	6,014	令和元年度 ┆ 令和2年度	6,014
同 上 (令和元年度設定東京事務所分)	9,531	令和元年度 ┆ 令和2年度	9,531
同 上 (令和元年度設定観光振興課分)	253,868	令和元年度 ┆ 令和2年度	253,868
同 上 (令和元年度設定文化振興課分)	3,815	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,815
同 上 (令和元年度設定スポーツ振興課分)	99,674	令和元年度 ┆ 令和2年度	99,674
同 上 (令和元年度設定秋田市民交流プラザ管理 室分)	73,638	令和元年度 ┆ 令和2年度	73,638
同 上 (令和元年度設定大森山動物園分)	26,107	令和元年度 ┆ 令和2年度	26,107
同 上 (令和元年度設定千秋美術館分)	75,271	令和元年度 ┆ 令和2年度	75,271
同 上 (令和元年度設定民俗芸能伝承館分)	333	令和元年度 ┆ 令和2年度	333
同 上 (令和元年度設定佐竹史料館分)	8,216	令和元年度 ┆ 令和2年度	8,216
同 上 (令和元年度設定文化会館分)	53,499	令和元年度 ┆ 令和2年度	53,499

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	市 債	そ の 他	
国 県 支 出 金 千円	千円	千円	千円
		18,948	167,775
		8,385	99,682
		110	5,904
		101	9,430
		6,184	247,684
			3,815
		21,339	78,335
			73,638
			26,107
			75,271
			333
		1,301	6,915
		20,489	33,010

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定生活総務課分)	千円 10,517	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 10,517
同 上 (令和元年度設定市民課分)	2,855	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,855
同 上 (令和元年度設定西部市民サービスセンター分)	3,636	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,636
同 上 (令和元年度設定北部市民サービスセンター分)	6,937	令和元年度 ┆ 令和2年度	6,937
同 上 (令和元年度設定河辺市民サービスセンター分)	2,388	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,388
同 上 (令和元年度設定雄和市民サービスセンター分)	2,018	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,018
同 上 (令和元年度設定南部市民サービスセンター分)	50,431	令和元年度 ┆ 令和2年度	50,431
同 上 (令和元年度設定東部市民サービスセンター分)	4,256	令和元年度 ┆ 令和2年度	4,256
同 上 (令和元年度設定中央市民サービスセンター分)	3,754	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,754
同 上 (令和元年度設定市民相談センター分)	2,666	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,666
同 上 (令和元年度設定福祉総務課分)	113,035	令和元年度 ┆ 令和2年度	113,035
同 上 (令和元年度設定食肉衛生検査所分)	3,041	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,041
同 上 (令和元年度設定保健総務課分)	17,023	令和元年度 ┆ 令和2年度	17,023

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定	財 源	内 訳	
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			10,517
			2,855
			3,636
			6,937
			2,388
			2,018
			50,431
			4,256
			3,754
			2,666
2,424			110,611
		3,041	
53			16,970

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	期 間
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定子ども総務課分)	千円 742	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 742
同 上 (令和元年度設定子ども育成課分)	7,380	令和元年度 ┆ 令和2年度	7,380
同 上 (令和元年度設定子ども健康課分)	210	令和元年度 ┆ 令和2年度	210
同 上 (令和元年度設定環境総務課分)	2,456,178	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,456,178
同 上 (令和元年度設定産業企画課分)	250,867	令和元年度 ┆ 令和2年度	250,867
同 上 (令和元年度設定建設総務課分)	150,752	令和元年度 ┆ 令和2年度	150,752
同 上 (令和元年度設定都市総務課分)	260,237	令和元年度 ┆ 令和2年度	260,237
同 上 (令和元年度設定会計課分)	168	令和元年度 ┆ 令和2年度	168
同 上 (令和元年度設定議会事務局分)	9,154	令和元年度 ┆ 令和2年度	9,154
同 上 (令和元年度設定選挙管理委員会事務局分)	187	令和元年度 ┆ 令和2年度	187
同 上 (令和元年度設定農業委員会事務局分)	557	令和元年度 ┆ 令和2年度	557
同 上 (令和元年度設定教育委員会総務課分)	41,541	令和元年度 ┆ 令和2年度	41,541
同 上 (令和元年度設定学事課分)	97,806	令和元年度 ┆ 令和2年度	97,806

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 出 金	定 市 債	源 所 の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
19			723
578			6,802
132			78
		1,167,280	1,288,898
3,349		18,800	228,718
		419	150,333
		245,008	15,229
			168
			9,154
			187
			557
			41,541
			97,806

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定教育研究所分)	千円 2,603	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 2,603
同 上 (令和元年度設定生涯学習室分)	44	令和元年度 ┆ 令和2年度	44
同 上 (令和元年度設定太平山自然学習センター分)	5,606	令和元年度 ┆ 令和2年度	5,606
同 上 (令和元年度設定自然科学学習館分)	23	令和元年度 ┆ 令和2年度	23
同 上 (令和元年度設定中央図書館明德館分)	2,428	令和元年度 ┆ 令和2年度	2,428
同 上 (令和元年度設定雄和図書館分)	376	令和元年度 ┆ 令和2年度	376
同 上 (令和元年度設定商業高校分)	12,318	令和元年度 ┆ 令和2年度	12,318
同 上 (令和元年度設定御所野学院高校分)	1,364	令和元年度 ┆ 令和2年度	1,364
同 上 (令和元年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	164	令和元年度 ┆ 令和2年度	164
同 上 (令和元年度設定消防本部総務課分)	9,199	令和元年度 ┆ 令和2年度	9,199

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定	財 源	内 訳	
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			2,603
			44
			5,606
			23
			2,428
			376
		12,318	
		1,331	33
		112	52
			9,199

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	75,760,359	1,383,200	7,980,500	374,600	9,738,300
(1) 土 木	32,515,759	831,300	2,830,800	45,000	3,707,100
(2) 農 林 水 産	976,806	142,900	241,200		384,100
(3) 教 育	10,447,008	277,500	953,700	329,600	1,560,800
(4) 公 営 住 宅	2,869,494		78,200		78,200
(5) 保 健 衛 生	5,325,140	106,100	450,100		556,200
(6) 消 防	3,608,512		241,800		241,800
(7) 民 生	522,038		188,800		188,800
(8) 商 工	2,690		33,100		33,100
(9) 過 疎 債	432,931		221,300		221,300
(10) そ の 他	19,059,981	25,400	2,741,500		2,766,900
2 災 害 復 旧 債	398,949	278,200	82,000		360,200
(1) 土 木	277,826	106,700	69,600		176,300
(2) 農 林 水 産	63,554	127,400	12,400		139,800
(3) 教 育	9,259				
(4) 公 営 住 宅	1,210				
(5) 保 健 衛 生	47,100	44,100			44,100
3 そ の 他	60,165,388		5,590,100		5,590,100
地域総合整備					
(1) 資金貸付金	1,264,256		107,000		107,000
(2) 減税補てん債	1,163,816				
(3) 臨時財政対策債	57,737,316		5,483,100		5,483,100
合 計	136,324,696	1,661,400	13,652,600	374,600	15,688,600

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
8,682,150		8,682,150	76,816,509
3,410,773		3,410,773	32,812,086
90,301		90,301	1,270,605
1,265,488		1,265,488	10,742,320
204,814		204,814	2,742,880
840,316		840,316	5,041,024
580,672		580,672	3,269,640
75,557		75,557	635,281
1,351		1,351	34,439
86,321		86,321	567,910
2,126,557		2,126,557	19,700,324
19,206		19,206	739,943
11,173		11,173	442,953
7,444		7,444	195,910
288		288	8,971
301		301	909
			91,200
4,384,260		4,384,260	61,371,228
112,689		112,689	1,258,567
269,805		269,805	894,011
4,001,766		4,001,766	59,218,650
13,085,616		13,085,616	138,927,680

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 627,025 千円
 上記のうち特定財源 512,894
 差 引 一 般 財 源 114,131

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
21 繰越金	114,131	1 繰越金	114,131
計	114,131		

土地区画整理会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	千円 15,676	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 15,676

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
			15,676

市 営 墓 地 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	千円 5,189	令和元年度 ┌ 令和2年度	千円 5,189

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		5,189	

中央卸売市場会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	千円 2,537	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 2,537

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		1,776	761

公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	千円 86,455	令和元年度 ┌ 令和2年度	千円 86,455

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		60,519	25,936

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	573,934		29,300		29,300
(1) 公設地方卸売市場	573,934		29,300		29,300
2 災 害 復 旧 債	2,671				
(1) 公設地方卸売市場	2,671				
合 計	576,605		29,300		29,300

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
70,649		70,649	532,585
70,649		70,649	532,585
664		664	2,007
664		664	2,007
71,313		71,313	534,592

大 森 山 動 物 園 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	千円 31,179	令和元年度 ┌ 令和2年度	千円 31,179

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		1,570	29,609

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	144,487		159,100		159,100
(1) 大森山動物園	144,487		159,100		159,100
合 計	144,487		159,100		159,100

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
46,472		46,472	257,115
46,472		46,472	257,115
46,472		46,472	257,115

廃棄物発電会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	千円 11,600	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 11,600

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		11,600	

学 校 給 食 費 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(変更)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	千円 補正前 3,823,122	令和元年度 ┆ 令和4年度	千円 3,823,122
	補正額 230,163	令和元年度 ┆ 令和4年度	230,163
	補正後 4,053,285	令和元年度 ┆ 令和4年度	4,053,285

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		3,648,444	174,678
		229,080	1,083
		3,877,524	175,761

国民健康保険事業会計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	千円 1	千円 3,660	千円 3,661
歳入合計	30,374,793	3,660	30,378,453

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 204,739	千円 3,660	千円 208,399
歳 出 合 計	30,374,793	3,660	30,378,453

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
3,660			
3,660	0	0	0

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	千円 0	千円 3,660	千円 3,660	1 国民健康保険 制度関係業務 事業費補助金	千円 3,660
計	1	3,660	3,661		

説	明
01 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	(国保年) 千円 3,660

3 歳 出

1 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 賦課徴収費	千円 85,724	千円 3,660	千円 89,384	千円 3,660	千円	千円	千円
計	85,724	3,660	89,384	3,660	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 3,660	【市民生活部関係】	千円 3,660
		国民健康保険税オンラインシステム改修経費	3,660

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
国民健康保険税オンラインシステム改修経費	千円 20,422	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 20,422
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	267,433	令和元年度 ┆ 令和2年度	267,433

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
20,422			
90,614		112,182	64,637

介 護 保 險 事 業 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書
(保險事業勘定)

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
介護保険関連サービス委託経費等	千円 543,688	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 543,688
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定福祉総務課分)	3,075	令和元年度 ┆ 令和2年度	3,075

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円 307,654	千円	千円 133,460	千円 102,574
			3,075

後期高齢者医療事業会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	千円 12,637	令和元年度 ┆ 令和2年度	千円 12,637

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
			12,637

令和元年度秋田市水道事業会計
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額 (見込)		当該年度以降の 支払義務発生額 予 定		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定等 留保資金等
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 403,381	—	—	令和元年度から 2年度まで	千円 403,381	千円 403,381
水道施設切廻等 業務委託経費	110,000	—	—	令和元年度から 2年度まで	110,000	110,000
配水事業 整備事業	738,500	—	—	令和元年度から 2年度まで	738,500	738,500

令和元年度秋田市下水道事業会計
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 （見込）額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金等
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 499,700	—	千円 —	令和元年度から 2年度まで	千円 499,700	千円 499,700
管渠建設事業	494,000	—	—	令和元年度から 2年度まで	494,000	494,000

令和元年度秋田市農業集落排水事業会計
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 （見込）額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳 損益勘定 留保資金
		期 間	金 額	期 間	金 額	
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 63,221	—	千円 —	令和元年度から 2年度まで	千円 63,221	千円 63,221